



特別回報

組合員各位

「海事サイバーリスク特別条項」および「新型コロナウイルス特別条項」制定のご案内

世界的な再保険市場の動向により、2021 保険年度から当組合が手配している再保険条件に変更がありました。これを受け、内航船保険、保険金額の定めのない外航船保険および FD&D 特約を除くすべての保険種目、特約およびその他追加保険の保険契約（2021 年 2 月 20 日以降を契約開始日とする保険契約）に対して、「海事サイバーリスク特別条項」および「新型コロナウイルス感染症特別条項」を付帯することといたします（添付をご参照ください）。両特別条項の概要は次のとおりです。

(1) 海事サイバーリスク特別条項

サイバー攻撃による責任および費用のうち戦争 P&I 保険でてん補されるもの以外をてん補除外とします。

(2) 新型コロナウイルス特別条項

新型コロナウイルス（変異株・変異種を含む）およびその感染症を直接の原因とする責任および費用、防疫等に関する費用およびその他経済的損失をてん補除外とします。

なお、2020 年 8 月 11 日付特別回報[第 20-011 号](#)でご案内いたしました「新型コロナウイルス (COVID-19) - 船員交代のための離路に関する貨物クレーム追加カバー」につきましては、保険金額を USD10,000,000 に変更いたします。

以上

添付資料：海事サイバーリスク特別条項と新型コロナウイルス特別条項

海事サイバーリスク特別条項

第1条

組合は、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、悪質なコード、コンピュータウイルス、又はコンピュータプロセスその他電子システムが危害を加える手段として使用又は操作されたことによって直接又は間接を問わず生じた損失、損害、責任及び費用をてん補しない。ただし、本特別条項第3条に該当する場合は、この限りではない。

第2条

コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、又はコンピュータプロセスその他電子システムが危害を加える手段として使用又は操作された場合でなければ、それらの使用又は操作によって生じた損失、損害、責任及び費用は、組合のてん補除外の事由とはならない。ただし、本特別条項が付帯された保険契約の条件、制限又は除外規定に該当する場合は、この限りではない。

第3条

本特別条項が、戦争、内戦、革命、反逆、反乱若しくはこれらによって生じた国内紛争、交戦国による若しくは交戦国に対する敵対行為、テロリズム又は政治的な動機に基づいて行動する者によって生じた損失、損害、責任及び費用をてん補の対象とする保険契約に付帯される場合には、本特別条項第1条は、兵器やミサイルの発射・誘導・点火装置におけるコンピュータ、コンピュータシステム、又はコンピュータソフトウェアプログラムその他電子システムの使用によって生じた損失、損害、責任及び費用に対しては、適用されない。

新型コロナウイルス特別条項

第1条

組合は、次に掲げる損失、損害、責任及び費用をてん補しない。

- 1 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）又は新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）若しくはその変異種若しくは変異株（以下、COVID-19、SARS-CoV-2 及び変異種若しくは変異株を総称して「新型コロナウイルス等」という）の伝染若しくは伝染の疑い又は新型コロナウイルス等のおそれから直接生じた損失、損害、責任及び費用
- 2 新型コロナウイルス等の確認、洗浄、無害化、除去、検査又は経過観察をするための責任及び費用
- 3 新型コロナウイルス等又はそのおそれにより生じた収益の損失、用船料の損失、事業中断、市場喪失、遅延、間接的な経済的損失その他これに準ずる損失から生じた責任、損失及び費用

第2条

本特別条項が付帯された保険契約のその他の条項の全部又は一部が本特別条項に抵触するときは、本特別条項が優先して適用される。